

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成27年12月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500299 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500078 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 17 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A社から平成 15 年 12 月 25 日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、平成 15 年にA社から 17 万 3,000 円の賞与を支給され、17 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者が所持する給与振込口座の預金通帳により、平成 15 年 12 月 25 日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500305 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500079 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 16 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A 社から平成 15 年 12 月 25 日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行 C 支店 (請求期間当時は、D 支店) から提出された請求者の給与振込口座の取引明細表により、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に A 社から 13 万 4,191 円が入金されていることが確認できる。ほかに同年 12 月 10 日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年 12 月 25 日の入金賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において 16 万 5,000 円の賞与を支給され、16 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 1,203 円) を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500307 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500080 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を15万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与振込口座の預金通帳により、請求者は、平成15年12月25日にA社から12万5,729円が入金されていることが確認できるところ、ほかに毎月10日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年12月25日の入金は賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において15万4,500円の賞与を支給され、15万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万457円)を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500310 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500081 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 18 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私は、A 社から平成 15 年 12 月 25 日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、平成 15 年に A 社から 18 万 7,500 円の賞与を支給され、18 万 7,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、元同僚が所持する賞与明細書及び給与振込口座の預金通帳により、平成 15 年 12 月 25 日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500170 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500076 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 9 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 27 年 12 月 16 日から昭和 30 年 7 月 23 日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) は、請求期間についても、A 社に勤務していたので、夫の同社に係る厚生年金保険被保険者の記録が昭和 27 年 11 月 1 日から同年 12 月 16 日までとなっていることに納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の元同僚は、請求者の夫 (以下「訂正請求記録の対象者」という。) について、請求期間においても同社に勤務していたと思うと回答していることを踏まえると、訂正請求記録の対象者は、勤務期間の詳細は不明であるが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、所在が不明であることから、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の届出について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、訂正請求記録の対象者の資格喪失日について、遡及して訂正処理が行われたことをうかがわせるような形跡はなく、オンライン記録と一致している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500169号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500077号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(昭和30年9月1日にB社として法人登記)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の船舶所有者、C(屋号はD)における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和20年3月から昭和24年8月まで
② 昭和24年8月から昭和25年12月まで
③ 昭和26年1月から昭和27年12月まで
④ 昭和27年12月から昭和28年8月まで

私は、請求期間①は、G市H町にあったA事業所に勤務した。請求期間②は、I県J町(現在は、K市)において、船主の姓はCで、屋号をDとする漁船に機関士として乗船した。請求期間③は、L県M市にあったE社に、請求期間④は、N県O市のF社にそれぞれ勤務した。私の年金記録において、いずれの請求期間も厚生年金保険又は船員保険の被保険者としての記録が無いので、調査の上、請求期間①、③及び④は厚生年金保険被保険者として、請求期間②は船員保険被保険者としてそれぞれ記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者がA事業所における勤務状況及び事業主やその家族の名前を記憶していることから判断すると、請求者は、勤務期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年5月7日であり、請求期間①において、同

事業所が適用事業所であった形跡はない。

また、A事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和30年9月1日にB社として設立され、平成11年10月31日に解散している上、請求期間①当時の事業主及び解散時の事業主は死亡していることから、請求者の請求期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、請求者がA事業所における元同僚として複数の名前（一部は、姓又は名のみ）を挙げているが、オンライン記録により特定できた一人は既に死亡している上、そのほかの元同僚については特定できず、所在を確認できないことから、請求者の請求期間①における勤務状況や給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、請求者は、I県J町において、船舶名は記憶していないが、船主の姓はCで、屋号をDとする漁船に機関士として乗船した旨陳述しているところ、船舶所有者の姓及び屋号のみでは船舶所有者名及び乗船したとする船舶名を特定することができない。

また、P漁業協同組合に請求者の上述の陳述内容を伝え照会したところ、同組合は、当組合内にある船舶所有者が行う船員保険に係る事務を代行している船員保険事務組合が保有する請求期間②当時の船員保険台帳により探したが、該当する船舶所有者名や船舶名の記録は無い旨陳述している。

さらに、請求者は船員手帳を所持しておらず、請求者の乗船していた期間や当該船舶における勤務状況を確認することができない。

加えて、請求者が乗組員数は15人であったと陳述し、そのうち唯一名前を記憶している元同僚は、既に死亡しており、請求者の請求期間②に係る勤務状況等について確認することができない上、当該元同僚のオンライン記録において、船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 請求期間③について、請求者が、E社の所在地を記憶しているほか、同社における業務内容や工場の状況を詳しく陳述していることに加え、同社において請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する者が記憶している元同僚について記憶していることから判断すると、請求者は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、昭和27年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在が不明であることから、請求者の勤務状況や請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求期間③に厚生年金保険の被保険者資格を有する者のうち、所在が確認できた二人に照会し、回答のあった一人は、同社には本工員と臨時工員がおり、臨時工員は厚生年

金保険に加入しておらず、本工員であっても数か月の試用期間後に加入していたと記憶している旨回答している。

さらに、E社に係る被保険者名簿の請求期間③において、請求者及び請求者が姓のみを記憶している元同僚の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 4 請求期間④について、F社における複数の元同僚の陳述・回答により、請求者は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間④当時の事業主は死亡していることから、請求者の勤務状況や請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、F社に係る被保険者名簿において、請求期間④に厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が判明した10人に照会し、8人から回答を得て、請求者を記憶している3人から聴取しても、請求者が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる陳述は得られない。

さらに、上記の回答のあった8人のうち、請求期間④に厚生年金保険の被保険者資格を取得している3人は、入社したとする時期と資格取得日が8か月ないし約2年相違しているところ、そのうちの一人は、当時は、入社してもすぐ辞める人が多いことから、試用期間後に社会保険に加入し給与から厚生年金保険料が引かれるようになった旨陳述している。

加えて、請求者が名前を挙げている元同僚7人のうち、二人は、上述の被保険者名簿の請求期間④において名前が確認できないことから、請求期間④当時、F社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、F社に係る被保険者名簿の請求期間④において、請求者の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、③及び④に係る厚生年金保険料並びに船員保険被保険者として請求期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。